別記第六号ヰ(9)の欄綱車又は巻胴の欄を次のように改める。

綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ．製造者が指定する要是正となる基準値 （　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （　　㎜）	㎜
	ハ．綱車と主索の滑り等により判定	適・否
	複数の溝間の摩耗差の状況	適・否

別記第六号ヰ(11)の欄ブレーキの欄を次のように改める。

ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否
	パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜）	右　　㎜ 左　　㎜
	制動力	適・否

別記第六号ヰ3(1)の欄径の欄を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	%

別記第六号ヰ3(1)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

別記第六号注意(21)中「3(1)主索」を「3(1)「主索」」に、「摩耗及び摩損」を「摩耗した主索として掲げたもの、最も摩損」に、「、錆びた」を「及び錆びた」に、「及びブレーキパッドの状況」を「として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況」に、「別添1様式」を「それぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、」に改め、同(21)を同(23)とし、同(20)を同(22)とし、同(19)を同(21)とし、同(18)を同(20)とし、同(17)中「部分の径」を「部分」に、「主索の番号」を「部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」に改め、「割合」の下に「及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」を加え、同(17)に後段として次のように加える。

なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2　錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

1　錆びた摩耗粉が多量に付着している場合

2　点状の腐食が多数生じている場合

3　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94％未満である場合

4　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1－イ）

指摘事項がない場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　ハ　）

別記第六号注意(15)を同(19)とし、同(16)中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改め、同(16)に後段として次のように加える。

なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1　素線切れ判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ素線切れの判定記号

1　素線切れが平均的に分布する場合

2　素線切れが特定の部分に集中している場合

3　素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70％以下である場合

4　谷部で素線切れが生じている場合